

函 市 戸

令和6年(2024年)7月2日

民生常任委員会委員 各位

市 民 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

本市が発送した個人情報を含む郵便物の紛失について

(戸籍住民課)

電話 21-3173

## 本市が発送した個人情報を含む郵便物の紛失について

本市において受理した本籍地が他市である届出人の婚姻届について、本籍地の自治体に婚姻届の写しを郵送したところ、当該郵便物が未達であるとの連絡があり、所在不明であることが判明した。

なお、当該郵便物の紛失による被害および第三者からの通報は確認されていない。

### 1 概要

届出人の本籍地が他市区町村である戸籍届書については、法務省の戸籍情報連携システムにより、本籍地の自治体に届書の情報を送信するものであるが、令和6年5月1日（水）に受理した本件婚姻届については、当該システムの不具合により、相手方が情報を受信できない状況であったため、5月17日（金）に本籍地の市役所から当該婚姻届の写しの郵送依頼があり、5月20日（月）に発送したところである。

その後、6月12日（水）に本籍地の市役所から、当該婚姻届の写しが未達であるとの連絡があったため、6月26日（水）まで、本市の戸籍住民課および本籍地の市役所関係課の執務室内を隈なく搜索するとともに、所管の郵便局において調査を行ったが、当該郵便物の発見には至らなかった。

### 2 紛失した書類および件数

婚姻届の写し 1件

（記載事項）

届出人2名：氏名、世帯主の住所、筆頭者の本籍、父母の氏名、新本籍、  
職業、婚姻歴

証人2名：氏名、住所、本籍

### 3 原因

本市戸籍住民課では、戸籍届書等の戸籍に関する書類については、郵送記録簿に記載のうえ郵送しているところであるが、このたびの郵便物については、記録簿への記載はあるものの本市、本籍地の市役所、郵便局のいずれにおいて紛失したのか不明で、原因の特定には至らなかった。

### 4 市の対応

6月27日（木）に、関係者のうち戸籍筆頭者に謝罪し了承を得たほか、その他の関係者については、当該戸籍筆頭者から事情を説明する旨の申し出をいただいた。

また、6月21日（金）に再度、本籍地の市役所へ婚姻届の写しを郵送し、当該市役所での戸籍への記載が完了していることを確認した。

### 5 再発防止策

国に対して、戸籍情報連携システムの不具合早期解消を要望するとともに、これに代わって郵送する場合には、宛先の記載や発送する通数等の確認を徹底することとする。